

# 平成 20 年 7 月より子牛の保証基準価格が改正されました！

社団法人岡山県畜産協会 価格安定部

## ○ 保証基準価格の改定について

肉用牛繁殖経営においては、最近、配合飼料価格等の高騰により肉用子牛生産者の経営意欲が低下しており、さらに配合飼料価格安定制度の 4%追加補てんが停止されることで、さらなる経営意欲の低下を招き、経営縮小等により肉用牛増頭の要である繁殖雌牛資源の減少が懸念される状況の中で、肉用子牛生産者補給金制度の保証基準価格が改定された。

黒毛和種においては、平成 2 年の牛肉輸入自由化決定以来 18 年ぶりに改定されたことは、非常に重大な事態と受け止めています。品種別の平成 20 年度(改定)の保証基準価格及び合理化目標価格は次の表のとおりです。

肉用子牛生産者補給金制度は肉用子牛の価格が低落し、保証基準価格を下回った場合に、生産者に対して生産者補給金を交付し、肉用子牛生産の安定等を図ることを目的としています。

現在の補給金の交付状況を見てみますと、4~6 月期において、乳用種で 1 頭当たり 23,700 円、交雑種 8,800 円の交付がなされており「旧保証基準価格でカウント」、今後とも交付が想定されます。一方、黒毛和種については、交付される状況に至っていませんが、自らの経営を担保するためにも同制度へ加入し全頭個体登録をすることをお奨めします。

(円 税込)

区 分	黒毛和種	褐毛和種	その他の肉専用種	乳用種	交雑種
保証基準価格	310,000	285,000	204,000	116,000	181,000
合理化目標価格	268,000	247,000	142,000	83,000	138,000

※改定後の価格の適用期間は、平成 20 年 7 月 1 日から平成 21 年 3 月 31 日までの期間となります。

## ○ 新規事業の紹介

「肉用子牛資質向上緊急支援事業」

全体的に子牛価格が低迷しており、今後肥育農家の素牛の資質に対する選別がさらに厳しさを増すことで、血統間での二極化が進むと見込まれており、繁殖経営の収益性の改善を図るため、地域において特に優秀な種雄牛の精液による交配や更新により子牛の資質向上に取り組む繁殖経営者に対

して緊急的な支援を行い繁殖基盤の維持を行う。

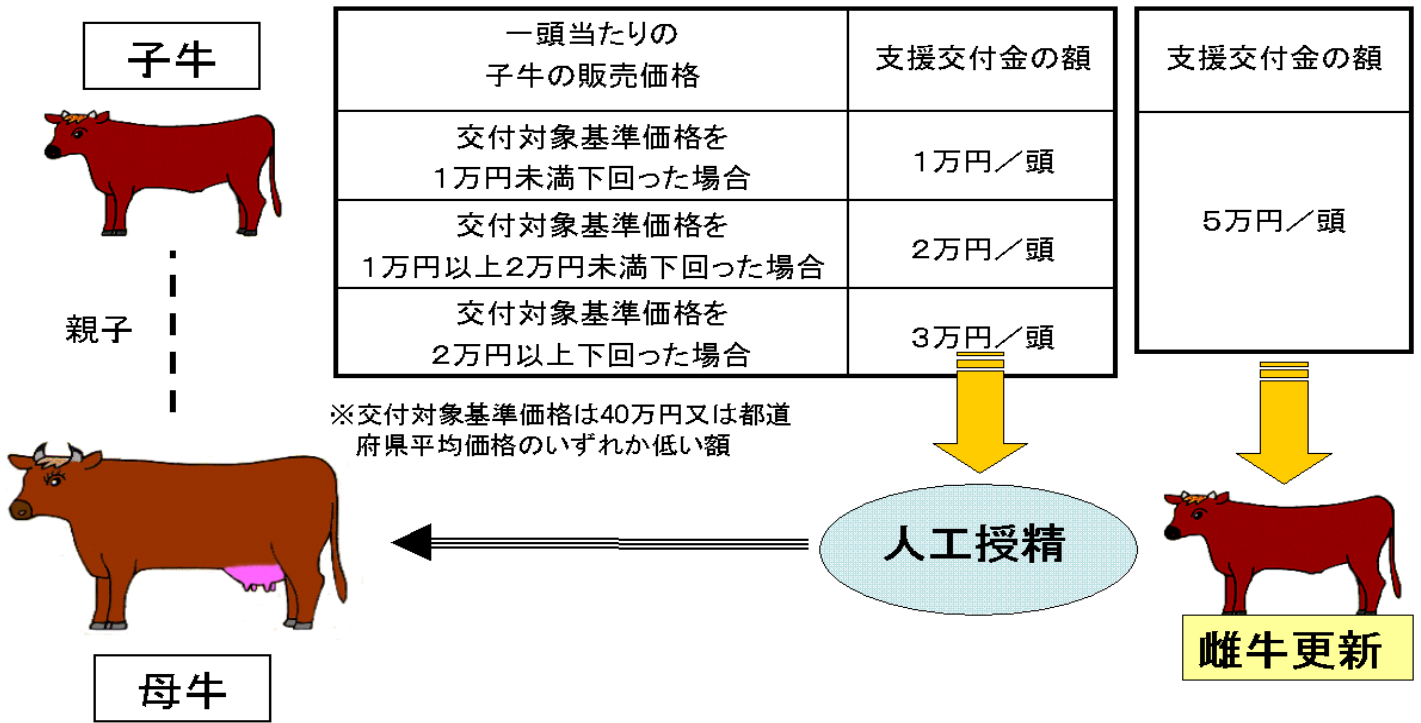
同事業は、追加緊急対策で 3 月以降家畜市場において安値で取引された子牛の母牛が対象となります。詳細は下の表のとおりです。

不明な点等ありましたら、地元 JA または畜産協会へお問い合わせ下さい。

## 肉用子牛資質向上緊急支援対策事業の流れ

- 対象牛(母牛)に対して人工授精又は更新の取組(どちらか1回)を行う期間は20年7月~21年3月
- 対象牛に該当するかどうかは、20年3月~21年2月までに家畜市場で販売した子牛(当該母牛が生産)の取引価格で判定

## ○肉用子牛資質向上緊急支援対策事業の仕組み



同事業対象期間  
「平成20年7月1日以降今年度限り」